		1．令和4年度就学援助制度の実施について																														
		1．就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（3） 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から完結パンフを世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を2に記入してください）	（2） （1）のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を4に記入してください。）	（4） （3）のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を6に記入してください。）	（6）（5）のキの内容	ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語での申請書の作成	カ．その他
82	82	47	16	21	11	31	46	79	1	4	9	9	3	12	63	0	4	4	54	10	21	0	0	0	3	3	26	0	16	26	11	12
長野県	長野市	○					○	○							○				○	○									○			
長野県	松本市	○	○				○	○							○				○											○	○	
長野県	上田市	○	○	○	○	○	○	○							○				○											○	○	
長野県	岡谷市	○					○	○							○						○										○	
長野県	飯田市	○		○	○	○	○	○			○	児童扶養手当申請時に制度を説明			○						○						○		○	○	○	
長野県	諏訪市	○					○	○							○				○											○		
長野県	須坂市	○	○			○		○							○						○								○			○
長野県	小諸市	○				○		○							○				○											○		
長野県	伊那市	○					○	○			○	児童扶養手当申請時に案内			○				○												○	○
長野県	駒ヶ根市	○			○		○	○							○				○								○		○	○		○
長野県	中野市	○					○	○						○					○								○					
長野県	大町市	○					○	○							○						○						○					
長野県	飯山市	○		○				○							○				○										○	○		
長野県	茅野市	○					○	○			○	未就学児（年長）へ保育園を通じて就学援助制度の書類を配布			○				○											○		○
長野県	塩尻市	○	○	○		○	○	○						○											○	年度内申請は学校に提出するが、未入児への前倒し支給の申請は教育委員会に提出する。			○	○	○	
長野県	佐久市	○	○		○	○	○	○							○				○	○							○		○	○		
長野県	千曲市	○				○	○	○							○				○						○	新入学児童学用品費等の入学前支給（小学校就学予定者）の申請に関しては希望者が教育委員会に提出。						
長野県	東御市						○	○							○						○											○
長野県	安曇野市	○	○				○	○			○	生活保護担当課を通じて生活保護受給世帯へ書類を配布。			○				○										○		○	
長野県	小海町	○						○						○					○											○		
長野県	川上村						○	○							○				○													
長野県	南牧村				○	○	○	○							○					○									○	○		
長野県	南相木村							○									○	毎年度教育委員会が定める日までに申請書を提出。転入学者もしくは災害等により年度の途中において要保護及び準要保護児童の認定を必要とする者については、その都度速やかに追加認定等を行う。	○								○					
長野県	北相木村						○										○	基本的にアだが、転入や災害等で被災したような場合は申請を受け付ける		○												
長野県	佐久穂町	○					○	○							○				○													○
長野県	軽井沢町	○	○		○		○	○							○						○											
長野県	御代田町					○	○	○							○				○													○
長野県	立科町	○					○	○							○				○								○					
長野県	青木村						○	○							○				○								○					
長野県	長和町		○					○									○	年度当初に期限を定めて受付をしていますが、期限後に申請があれば審査の うえ支給決定をしています。	○													
長野県	下諏訪町	○			○	○	○	○							○				○													
長野県	富士見町		○		○		○	○									○	基本的にはアだが、転入学者等期限後に申請があれば審査のうえ支給決定する	○													
長野県	原村		○	○				○							○						○						○					
長野県	辰野町	○		○			○	○							○				○										○			
長野県	箕輪町	○				○		○							○				○												○	
長野県	飯島町					○		○						○					○													○
長野県	南箕輪村					○		○			○	保育園年長及び小学6年生保護者あてに案内を配布			○						○								○		
長野県	中川村					○		○							○				○		○						○					
長野県	宮田村	○					○	○							○				○								○					
長野県	松川町					○	○	○							○				○								○			○		
長野県	高森町	○	○	○		○		○		○				○							○								○	○	○	
長野県	阿南町			○		○	○	○						○					○										○			
長野県	阿智村	○		○			○	○							○						○											
長野県	平谷村		○				○								○					○										○		
長野県	根羽村							○						○						○												
長野県	下條村					○		○		○					○					○									○	○		

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> （1）実施・検討状況について ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を兼務化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	<小学校> （2）（1）のカの内容	<小学校> （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期 ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期） ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学前案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所や学校で案内を配布	キ. 域内の小中学校及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他（内容を（7）に記入してください。）	<小学校> （6）（5）のコの内容	<小学校> （7）（4）でア、イ、ウ、エの場合の 1.周知時期、 2.申請期日、 3.（7）の場合）支給時期	<小学校> （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○） ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定園数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務量増加が懸念されるから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（9）に記入してください。）	<小学校> （9）（8）のエ及びオの内容
82	82	58	6	9	1	4	4	6	58	0	1	5	0	0	0	0	0	3	19	35	0	20	11	12	7	27	24	3	0	4	1	1	0	1	2	8	0	0	0
長野県	長野市	○							○											○		○		○		○													
長野県	松本市	○							○											○		○	○																
長野県	上田市	○							○											○			○		○	○													
長野県	岡谷市	○							○										○						○														
長野県	飯田市	○							○											○						○													
長野県	諏訪市	○							○											○							○			○									
長野県	須坂市	○							○										○				○				○												
長野県	小諸市	○							○										○							○													
長野県	伊那市	○							○											○							○												
長野県	駒ヶ根市	○							○										○			○			○														
長野県	中野市	○							○											○										○									
長野県	大町市	○							○										○					○															
長野県	飯山市	○							○											○		○	○	○															
長野県	茅野市	○							○											○							○												
長野県	塩尻市	○							○											○				○															
長野県	佐久市	○							○									○				○	○		○	○	○												
長野県	千曲市	○							○											○										○									
長野県	東御市	○							○										○							○													
長野県	安曇野市	○							○											○		○	○				○												
長野県	小海町		○									○																											
長野県	川上村		○								○																												
長野県	南牧村		○									○																											
長野県	南相木村		○									○																											
長野県	北相木村					○																																	
長野県	佐久穂町	○							○											○						○		○											
長野県	軽井沢町	○							○										○			○	○		○														
長野県	御代田町	○							○										○							○													
長野県	立科町	○							○										○								○			○									
長野県	青木村	○							○										○								○				○	域外に通園や自宅保育者には、案内を送付。							
長野県	長和町	○							○																○	○	○												
長野県	下諏訪町	○							○										○								○												
長野県	富士見町	○							○										○				○		○														
長野県	原村	○							○											○				○															
長野県	辰野町	○							○										○			○					○												
長野県	箕輪町	○							○											○		○				○	○												
長野県	飯島町	○							○											○							○												
長野県	南箕輪村	○							○									○				○				○	○												
長野県	中川村	○							○											○						○													
長野県	宮田村	○							○											○							○												
長野県	松川町	○							○											○						○													
長野県	高森町	○							○											○		○		○		○													
長野県	阿南町	○							○											○			○			○													
長野県	阿智村	○							○											○				○															
長野県	平谷村				○			平谷村独自の制度により全児童分補助を行っている。																														
長野県	根羽村		○									○																											
長野県	下條村			○																														○	○				

																																3．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																																（1）当てはまるもの1つに○をしてください。							
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全て○）															
都道府県	市町村名	ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも就入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（切り上学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則・改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える。支給後に差へ入った場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他（内容を（2）に記入してください。）	（2）（1）のキの内容
82	82	60	5	9	0	3	5	8	60	0	1	4	3	0	0	0	0	3	19	35	0	1	2	8	0	0	0	26	4	41	3	1	7	0	2
長野県	長野市	○							○											○								○							
長野県	松本市	○							○											○								○							
長野県	上田市	○							○										○									○							
長野県	岡谷市	○							○										○											○					
長野県	飯田市	○							○											○								○							
長野県	諏訪市	○							○											○										○					
長野県	須坂市	○							○										○											○					
長野県	小諸市	○							○										○									○							
長野県	伊那市	○							○											○										○					
長野県	駒ヶ根市	○							○										○											○					
長野県	中野市	○							○											○										○					
長野県	大町市	○							○										○									○							
長野県	飯山市	○							○											○								○							
長野県	茅野市	○							○											○								○							
長野県	塩尻市	○							○											○									○							
長野県	佐久市	○							○									○												○					
長野県	千曲市	○							○											○									○						
長野県	東御市	○							○										○											○					相談があった場合に検討する予定
長野県	安曇野市	○							○											○								○							
長野県	小海町						○	中学校なし																							○				
長野県	川上村		○								○																	○							
長野県	南牧村	○							○											○													○		
長野県	南相木村						○	（中学校設置なし）																				○							
長野県	北相木村						○	中学校の設置がない																						○					
長野県	佐久穂町	○							○											○								○							
長野県	軽井沢町	○							○										○									○							
長野県	御代田町	○							○										○									○							
長野県	立科町	○							○										○											○					
長野県	青木村	○							○										○											○					
長野県	長和町	○							○				○																	○					
長野県	下諏訪町	○							○										○										○						
長野県	富士見町	○							○										○											○					
長野県	原村	○							○											○								○							
長野県	辰野町	○							○										○											○					
長野県	箕輪町	○							○											○										○					
長野県	飯島町	○							○											○										○					
長野県	南箕輪村	○							○									○												○					
長野県	中川村	○							○											○										○					
長野県	宮田村	○							○											○													○		
長野県	松川町	○							○											○								○							
長野県	高森町	○							○											○													○		
長野県	阿南町	○							○											○										○					
長野県	阿智村	○							○											○								○							
長野県	平谷村		○									○																		○					
長野県	根羽村		○									○																				○			
長野県	下條村			○																			○	○							○				

都道府県	市町村名	4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																				(4) (3)でソ、タ又はテに○をした場合、生活保護基準等に掛ける係数(倍率)		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税基準額(倍率)		(6) (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タ、テに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状況の悪い者、授業料が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わるなど自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護費の3倍、1.5倍(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護費の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費の要保護児童数測定に用いる保護基準額、又は用いる基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照)	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.05倍、1.15倍(係数(倍率)を(5)に記入してください。)	テ. その他(内容を(6)に記入してください。)	係数(倍率)	係数(倍率)			ア. 反映させる(新たな認定基準に変更)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他((3)に内容を記載してください。)	(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ、反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																						他	他											年	月	令和3年度
82	82	72	81	68	68	71	78	59	59	87	67	68	85	71	57	22	4	13	0	31	39	0	31	5	15	11	8	4	3	0	0	11	11	
長野県	長野市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		災害・疾病・失業等により生計に著しい変化を生じ生活が困難であると認められる世帯			○							平成25	4	15%未満
長野県	松本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	2.21		・学校長が特に援助を必要と認める状態にある者 ・保護者等が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	・生活保護基準を所得に換算し、それが世帯の総所得で計算された金額の2.21倍未満であれば認定 ・生活保護基準については、例年前年の4月1日の基準を用いていたが、生活保護基準見直しによる影響が出ないよう、見直し前の基準(平成25年4月1日時点)を用いている。		○								平成25	4	15%未満
長野県	上田市	○	○				○					○	○	○		○				○	1.5		教育委員会が特に援助を必要と認めるもの		○		○								10%未満
長野県	岡谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2			基準模倣の課税所得等の分類は総収入		○							平成25	7	15%未満
長野県	飯田市	○	○				○					○						○			1.3														15%未満
長野県	諏訪市	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○			○			○	1.2		病気・災害などの特別な事情により、生活が困難である場合		○			○							15%未満
長野県	須坂市	○	○		○	○	○					○		○		○				○	1.3		・経済的に就学が困難な状態。 ・保護者が不慮の災害・疾病・失業等により世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難。		○		○								15%未満
長野県	小諸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2				○				○						15%未満
長野県	伊那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3														15%未満
長野県	駒ヶ根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3			1.3倍以上1.6倍未満の場合、家庭の状況を各個判断して該当か否かを判断する。	○				○						15%未満
長野県	中野市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○				○	1.3														15%未満
長野県	大町市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				15%未満
長野県	飯山市	○	○				○											○			1.2														15%未満
長野県	茅野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3					○							平成24	12	15%未満
長野県	塩尻市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○					1.3					○							平成29	10	15%未満
長野県	佐久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.4		学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者			○							平成30	4	15%未満
長野県	千曲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5														15%未満
長野県	東御市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2					○							平成24	4	15%未満
長野県	安曇野市	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○			1.5														15%未満
長野県	小海町		○																																10%未満
長野県	川上村	○	○	○		○	○			○	○													要綱では要件となっている(エ)国民年金保険料免除について、認定にあたり確認を行った際、所得未申告者が保険料の減免に該当するケースがあった。年金事務所に問い合わせたところ免除にあたっては所得要件等の確認を行っていない旨の回答があったため、年金保険料免除は認定の要件として適当でないと判断し、今年度は(エ)単独の場合には認定を行わなかった。(未申告者には申告を行ってもらい所得要件等で審査)											5%未満
長野県	南牧村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				10%未満
長野県	南相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者												15%未満
長野県	北相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				0%未満
長野県	佐久穂町		○				○																												10%未満
長野県	軽井沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○																				15%未満
長野県	御代田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			学校長または民生児童委員が特に援助が必要と認める状態にある者。												10%未満
長野県	立科町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			学校長又は民生委員が特に援助を必要と認める者で教育委員会で認める者												15%未満
長野県	青木村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					15%未満
長野県	長和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○																				10%未満
長野県	下諏訪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.4		学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者		○			○							15%未満
長野県	富士見町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○		○								15%未満
長野県	原村	○	○				○					○	○																						10%未満
長野県	辰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	1.3		学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者												20%未満
長野県	箕輪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			1														15%未満
長野県	飯島町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○			1.3														10%未満
長野県	南箕輪村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		児童生徒が就学する学校の校長又は児童民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者。		○		○								10%未満
長野県	中川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○							平成24	12	10%未満
長野県	宮田村		○				○							○																					10%未満
長野県	松川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2														15%未満
長野県	高森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3				○		○								10%未満
長野県	阿南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○		○								10%未満
長野県	阿智村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			学校長又は民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者												10%未満
長野県	平谷村	○	○		○	○	○			○					○					○			学校長または民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある方												35%未満
長野県	根羽村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			その他学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者												10%未満
長野県	下條村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				10%未満

| 都道府県 | 市町村名 | 7. 令和4年度準要保護就学援助額 | | |

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |

		1．令和4年度就学援助制度の実施について																													
		1．就学援助制度の周知方法																													
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（3） 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から完登世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を2に記入してください）	（2） （1）のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月の翌月から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を4に記入してください。）	（4） （3）のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を6に記入してください。）	（6）（5）のキの内容	ア．目につきやすいサイトや見出し文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
長野県	売木村							○							○				○												○
長野県	天龍村										○	毎年時期を見て教育委員会より全家庭に制度の案内通知を発送	○						○								○				
長野県	泰阜村	○				○		○							○				○	○											
長野県	喬木村					○		○	○						○					○											○
長野県	豊丘村	○	○			○	○	○							○						○								○		
長野県	大鹿村					○		○							○						○										
長野県	上松町							○							○				○								○				
長野県	南木曽町							○		○	○	冊子「なぎそ 子ども・子育て支援ハンドブック」町内全戸配布済み）の中で、制度についての記載あり。（町ホームページからダウンロード可）			○						○						○				
長野県	木祖村			○	○		○	○							○				○								○				
長野県	王滝村						○	○							○						○						○				
長野県	大桑村							○							○				○								○				
長野県	木曽町	○					○	○						○					○								○				
長野県	麻績村	○		○		○		○						○							○						○				
長野県	生坂村	○		○				○					○								○								○		
長野県	山形村	○		○	○	○	○	○							○					○											
長野県	朝日村						○	○							○				○												
長野県	筑北村	○			○		○	○							○				○		○										
長野県	池田町	○	○			○	○	○							○				○												
長野県	松川村			○		○		○			○	区域外就学保護者へは、就学案内の書類とともに送付			○						○						○				
長野県	白馬村	○		○				○							○				○										○	○	
長野県	小谷村	○				○		○		○			○						○												
長野県	坂城町	○		○		○	○	○			○	家庭訪問時等に、対象になると思われる家庭に対し、担任教師が説明			○				○								○				
長野県	小布施町					○		○							○				○												
長野県	高山村			○				○						○					○												
長野県	山ノ内町	○				○		○							○				○								○				
長野県	木島平村							○							○						○										○
長野県	野沢温泉村			○				○							○				○										○		
長野県	信濃町	○		○				○							○						○								○		
長野県	小川村						○	○							○				○								○				
長野県	飯綱町	○						○							○				○								○				
長野県	栄村	○						○							○				○										○		
長野県	上田市長和町中学校組合						○	○							○				○								○				○
長野県	辰野町塩尻市小学校組合	○		○			○	○							○				○										○		
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	○	○				○	○							○				○										○	○	
長野県	塩尻市辰野町中学校組合	○	○	○		○	○	○						○											○	年度内申請は学校に提出するが、来入児への前倒し支給の申請は教育委員会に提出する。			○	○	○	
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合	○						○						○					○											○		

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> （1）実施・検討状況について ア．入学前支給を行う	イ．入学前支給を行う	ウ．入学前支給を行う	エ．そもそも新入学学用	オ．そもそも対象者がい	カ．その他（内容を（2）		<小学校> （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期 ア．令和3年度（令和	イ．令和4年度（令和	ウ．令和5年度（令和	エ．未定	<小学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期） ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入	<小学校> （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会の	イ．自治体の広報	ウ．就学案内の書	エ．就学時健康診	オ．学校の入学前	カ．域内の幼稚園	キ．域内の小中学	ク．民生委員やス	ケ．小学校入学予	コ．その他（内容		<小学校> （7）（4）でア．イ．ウ．エの場合の 1.周知時期、 2.申請期日、 3.（7）の場合）支給時期	<小学校> （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○） ア．予算の制限が厳	イ．規則改正などの	ウ．認定回数が増え	エ．（入学前支給と	オ．その他（内容を	
長野県	売木村			○																																	○				
長野県	天龍村					○																																			
長野県	泰阜村	○							○										○		○					○														
長野県	喬木村	○							○									○					○				○													
長野県	豊丘村	○							○										○		○	○	○		○	○	○													
長野県	大鹿村			○																																	○				
長野県	上松町		○									○																													
長野県	南木曽町	○							○									○									○													
長野県	木祖村			○																														○	○						
長野県	王滝村					○																																			
長野県	大桑村	○							○										○							○														
長野県	木曽町			○																																	○				
長野県	麻績村	○							○										○							○	○													
長野県	生坂村	○							○									○			○						○													
長野県	山形村	○							○										○		○					○														
長野県	朝日村	○							○										○							○														
長野県	筑北村	○							○										○		○					○														
長野県	池田町	○							○										○							○														
長野県	松川村	○							○										○							○														
長野県	白馬村	○							○										○				○																	
長野県	小谷村					○		支給は行っているが対象者がいない。																		○														
長野県	坂城町	○							○									○				○	○			○														
長野県	小布施町			○																																	○				
長野県	高山村			○																																	○				
長野県	山ノ内町	○							○									○			○				○															
長野県	木島平村	○							○										○		○				○															
長野県	野沢温泉村	○							○										○							○														
長野県	信濃町	○							○										○		○		○			○														
長野県	小川村			○																																	○				
長野県	飯綱町	○							○									○								○														
長野県	栄村			○																																	○				
長野県	上田市長和町中学校組合						○	小学校の設置がない																																	
長野県	長野町塩尻市小学校組合	○							○									○			○					○														
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合						○	組合立として、小学校の設置がないため。																																	
長野県	塩尻市長野町中学校組合						○	小学校の設置がない																																	
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合						○	小学校なし																																	

| 都道府県 | 市町村名 | | |

		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について											6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																					(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準等に掛ける係数(倍率)	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税減税等低開度額に掛ける係数(倍率)			4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納入等、授業料が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由して	シ. 経済的な理由による欠席が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に基外が変わるもの	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍	チ. 特別支援教育就学奨励費の要保護児童生徒の認定に用いる保護基準額、又は用基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割)又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最	テ. その他(内容を(6)に記入してください。)			(6) (3)でチと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。 ア. 反映させる(新たな認定基準に変動)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	(2) (1)にて「ア. 反映させる(新たな認定基準に変動)」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。 ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じな	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じる	エ. その他(3)に内容を記載してください	(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。			令和3年度
長野県	売木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					10%未満
長野県	天龍村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○			学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者											0%未満
長野県	泰阜村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					10%未満
長野県	喬木村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○			その他学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者											10%未満
長野県	豊丘村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					15%未満
長野県	大鹿村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					20%未満
長野県	上松町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○			保護者が災害等により被災し、生活が困難と認められる者 校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者											10%未満
長野県	南木曽町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○							○			・保護者が災害等により被災し、生活が困難と認められる者 ・学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者											5%未満
長野県	木祖村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○		○								10%未満
長野県	王滝村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3					○			○							0%未満
長野県	大桑村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○			学校長又は民生(児童)委員が特に援助を認める状態にある者											10%未満
長野県	木曽町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○							○			学校又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者											10%未満
長野県	麻績村	○	○	○		○	○			○	○			○								○			災害・事故・疾病等の特別な事情により生活が困難。											15%未満
長野県	生坂村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					20%未満
長野県	山形村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		1.6															15%未満
長野県	朝日村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					10%未満
長野県	筑北村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○			・学校長又は民生(児童)委員が、特に援助を必要と認める状況にある者 ・保護者等が不慮の災害・事故・疾病等により、その世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者											5%未満
長野県	池田町	○	○				○												○		1.2															15%未満
長野県	松川村															○					1.2					○		○								10%未満
長野県	白馬村		○		○	○				○	○					○					1.2				治療費、介護費、高額な保証債務や賠償金の支払い、生計を維持する者の傷病、死亡、失踪、失業、離婚等特別な理由で教育委員会が援助を必要と認める者		○			○							15%未満
長野県	小谷村	○	○	○	○	○	○							○	○			○			1.2				申請者の家庭事情を個別に勘案		○				○						15%未満
長野県	坂城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○			校長又は民生委員が特に認める者											15%未満
長野県	小布施町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					5%未満
長野県	高山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					10%未満
長野県	山ノ内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○			・保護者等が不慮の災害、事故、疾病等により、その世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者。 ・学校長マハタ教育委員会が特に援助が必要と認める者。											10%未満
長野県	木島平村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					5%未満
長野県	野沢温泉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					5%未満
長野県	信濃町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○			・火災、風水害、震災、その他の災害にあった者 ・その他学校長又は、民生(児童)委員が特に援助が必要と認める状態にあるもの											10%未満
長野県	小川村		○				○								○																					10%未満
長野県	飯綱町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.5		学校長又は教育委員会が特に必要があると認められる者			○						平成29	4	10%未満
長野県	栄村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			20%未満
長野県	上田市長和町中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満
長野県	辰野町塩尻市小学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	1.3		学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者											10%未満
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	2.21		・学校長が特に援助を必要と認める状態にある者 ・保護者等が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	・生活保護基準を所得に換算し、それが世帯の総所得で計算された金額の2.21倍未満であれば認定 ・生活保護基準については、例年前年の4月1日の基準を用いていたが、生活保護基準見直しによる影響が出ないよう、見直し前の基準(平成25年4月1日時点)を用いている。		○							平成25	4	15%未満
長野県	塩尻市辰野町中学校組合	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○						1.3					○							平成29	10	15%未満
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合		○																																	5%未満

		7. 令和4年度準要保護就学援助費																																									
		1. 小学校の就学援助費の単価（一人当たり年間支給額）																																									
		（1） 費目毎の援助費																																									（5）補足事項
都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										
長野県	売木村	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	0					修学旅行費・郊外活動費（宿泊有，無とも）については実績なし
長野県	天龍村	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	0								修学旅行費については実績なし
長野県	泰阜村	○						○	11,420			○						○	40,600													○			○	○	21,490					
長野県	喬木村	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	20,030								
長野県	豊丘村	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	22,690			
長野県	大鹿村	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	51,060															○			○	22,690	22,690					
長野県	上松町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060													○	町独自に遠距離通学費補助を行っている	○			○	22,690	22,900					実績なし
長野県	南木曽町	○						○	11,630			○						○	51,060													○						○	22,690			
長野県	木祖村	○						○	11,630			○	○		0																	○	○	19,850								実績なし
長野県	王滝村	○			○	11,630	0					○			○	54,060	0					○			○	40,020	0					○	○	0								対象費目全てに対して実績はありません。
長野県	大桑村	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	22,690			
長野県	木曽町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	28,263								
長野県	麻績村	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,690					
長野県	生坂村	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	22,690			
長野県	山形村	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	22,690			
長野県	朝日村	○						○	11,630			○						○	51,060													○						○	22,690			
長野県	筑北村	○			○	11,630	15,220					○			○	54,060	0			実績なし												○			○	22,690	35,000					新入学児童生徒学用品費等及びオンライン通信費は実績なし
長野県	池田町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	25,914								実績なし
長野県	松川村	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	31,087								
長野県	白馬村	○			○	11,630	11,630					○			○	51,060	51,060															○			○	22,690	22,690					18歳以下の子供がいる世帯で、第3子目以降の児童については給食費を無償化しております。
長野県	小谷村	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	22,690			
長野県	阪城町	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	22,690			
長野県	小布施町	○			○	11,630	11,530					○			○	51,060	46,868															○			○	22,690	22,690					新入学児童生徒学用品費等は，小学校1年生7名の平均支給額。 修学旅行費は6年生5名に対する平均支給額。
長野県	高山村	○			○	11,630	11,630					○			○	51,060	51,060															○			○	22,690	22,690					実績なし
長野県	山ノ内町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	34,146								・体育実技用具費は1学年と4学年が支給対象。 ・医療費は実績なし。 ・通学用品費は1学年を除く。 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は5学年が支給対象。
長野県	木島平村	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○						○	22,690			「体育実技用具費」「校外活動費」に上限の設定はあるが、支給の実績はなし。 「通学費」「医療費」支給実績なし。
長野県	野沢温泉村	○						○	11,630			○						○	54,060		当年度の実績は無し											○			○	22,690	0				当年度の実績は無し	給食費は全額援助対象であるが，一時的な建て替え払いの負担を軽減するため，（準要保護児童・生徒の）保護者の委任を受け，給食費を村の扶助費から給食センターに支払いをしている。 実績なし
長野県	信濃町	○						○	11,630			○						○	51,060			○						○		0		○			○	22,690	22,690					■通学費・・・通学にスクールバスを活用しているため通学に係る費用がかからないため。 ■校外活動費（宿泊を伴うもの）・・・コロナの影響により予定した活動が中止になったため。 ■クラブ活動費・・・町から補助を出しているため活動費を徴収していない。 ■生徒会費・・・徴収していないため。 ■卒業アルバム代等・・・小中一貫校のため6年時に卒業アルバムを作成しないため。 ■その他費・・・コロナによる休校、学級閉鎖等がなかったため。
長野県	小川村	○	○	11,630								○	○		0							○	○	0								○	○	22,690								通学費は村補助金（遠距離通学費補助）で対応 医療費は村補助金（特別療養費）で対応 その他，対象費目があり支給額0円は全て実績がないもの。 修正なし
長野県	飯綱町	○						○	11,630			○						○	54,060			○									実費の1/2の額を支給。	○			○	21,890	21,890					・令和3年度について，クラブ活動費及びオンライン学習通信費は対象児童がおらず実績なし。 ・宿泊を伴う校外活動を行わず，支給なし。 ・体育実技費はスキーレンタル代の支給。 ・生徒会費については，上限額で費目計上しているが，支出予定なし。 ・医療費については町福祉医療費給付により対応。 ・通学費については，実費の1/2の額を支給。
長野県	栄村	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	22,690					体育実技用具費については支給実績なし
長野県	上田市長和町中学校組合																																										
長野県	辰野町塩尻市小学校組合	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	22,690			
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合																																										
長野県	塩尻市辰野町中学校組合																																										
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合																																										

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |